

平成28年7月8日

補償減額または補償せずの取扱いとなりうる事例について

当金庫インターネットバンキングをご契約いただいている個人のお客さまが、パスワードの盗取等による不正な資金移動等の被害を受けた場合、お客さまは「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」に記載の補償の要件に基づき、損害の額に相当する補償をご請求いただけます。

ただし、以下のような場合は、補償が受けられない、あるいは補償が減額されることとなりますのでご注意ください。

- (1) 当金庫が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、ID・パスワード等を入力してしまった場合。
- (2) 警察や銀行等を騙る者に対し、安易にID・パスワード等を回答してしまった、または安易に乱数表（暗証カード）を渡してしまった場合。その他、正当な理由もなく、ID・パスワード等を他人に教えてしまった場合。
- (3) お客さまがID・パスワード等を手帳等にメモしていたり、携帯電話等の情報端末等に保存しており、お客さまの不注意により当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭う等して当該情報が盗取された場合。
- (4) 以下のような事実があるにもかかわらず、当金庫への通報を怠っていた間に犯行が行われた場合。
 - ①上記(1)～(3)の事例にあるようなケースに該当すること。
 - ②通帳記帳やインターネットバンキングサービスへのログインなどにより、身に覚えのない預金残高の変動があることを認識していたこと。
 - ③お客さまのパソコン等がウィルス感染するなどにより、インターネットバンキングで不正な払戻しが行われる可能性を認識していたこと。